

平成21年 7月30日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
自主規制部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

・外国株券等に係る上場制度等の導入について

#### 2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成21年 8月19日（水）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2  
証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部
- ② FAXの場合：092-713-1540
- ③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

### 【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 741-8231

## 外国株券等に係る上場制度等の導入について

平成21年 7月30日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### I 趣旨

本所が所在する九州地域は、韓国、中国など成長するアジア諸国と地勢的・歴史的に全国他地域に比べ緊密な関係があるとともに、近年においては相互の経済的依存関係がますます進展しつつある。最近では、九州の経済界はもとより、九州の自治体や関連機関等においても、アジア諸国と広域的・一体的な経済圏の確立を模索する動きが急速に進んでいる。

本所は、こうしたアジア指向を強める九州地域に所在する取引所として、アジア地域の企業に対し、日本での資金調達の手を拓くことを通じて、九州とアジアの結びつきの発展に資することを目的とし、現行の本則市場及びQ - B o a r d にアジア企業を念頭においた外国株券等の上場制度等を導入することとする。

### II 概要

項 目	内 容	備 考
1. 上場制度 (1) 上場対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所への新規上場申請を行うことができる有価証券は、以下の a から c までとする。</li> <li>a. 外国株券 金融商品取引法（以下、「法」という。）第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。</li> <li>b. 外国株預託証券 法第2条第1項第20号に掲げる有価証券で外国株券に係る権利を表示するものをいう。</li> <li>c. 外国株信託受益証券 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいう。</li> </ul>	<p>※本制度要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「外国株券等」とは、外国株券、外国株預託証券及び外国株信託受益証券をいう。</li> <li>・「外国株預託証券等」とは、外国株預託証券及び外国株信託受益証券をいう。</li> <li>・「外国会社」とは、外国株券等の発行者（外国株預託証券等については、当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券を発行する者をいう。）をいう。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2) 上場申請手続き ①上場申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国株券等の上場は、当該外国株券等の発行者からの申請により行うものとする。</li> </ul>	
②上場申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国株券等を上場申請しようとする新規上場申請者は、「有価証券上場申請書」に次に掲げる書類その他本所の定める書類を添付して提出するものとする。</li> <li>a. 取締役会に相当する機関において上場申請を決議したことを証する書面</li> <li>b. 上場申請に係る外国株券見本又は外国株預託証券等の見本</li> <li>c. 定款</li> <li>d. 上場申請のための有価証券報告書等</li> <li>e. 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議、自己株式処分決議又は自己株式消却決議を行った場合は、その議事録の写し（Q－B o a r dへの新規上場申請者は提出を要しない。）</li> <li>f. 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</li> </ul>	<p>※本所への提出する書類等については、原則として日本語による。</p> <p>※本所への提出書類等の記載事項のうち、金額に関する事項については、原則として、本国通貨及び本邦通貨（本所が定める外国為替相場により換算する。）により表示するものとする。</p> <p>・「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>g. 幹事会員が作成した本所所定の「推薦書」(Q-B o a r dへの新規上場申請者は提出を要しない。)</p> <p>h. Q-B o a r dへの新規上場申請者である場合には、次の書類</p> <p>(a) 新規上場申請者が新しい技術又はユニークな発想その他の理由により、今後の成長の可能性があると認められる者である旨及びその理由について幹事会員が記載した書面</p> <p>(b) 上場日以降、年2回以上、本邦内において投資及び九州周辺との事業交流に関する説明会を開催することについて確約した書面</p> <p>(c) 九州周辺との事業交流に関する書面</p> <p>i. 有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令等に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書</p> <p>j. 有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該有価証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面</p> <p>k. 外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、次の書類</p> <p>(a) 外国株預託証券等に関する預託契約等その他の契約を証する書面の写し</p>	<p>※内国株においては、九州周辺以外に本店を有する場合は、「九州周辺における事業活動及び事業計画の状況等を記載した書面」の提出を求めている。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>(b) 外国株預託証券等に関する預託機関等が本所の必要と認める事項について同意していることを証する書面の写し</p> <p>1. その他本所が必要と認める書類</p> <p>(a) 年次報告書、半期報告書及び四半期報告書の写し</p> <p>(b) 主要な事業の前提となる事項を記載した書面</p> <p>(c) 株式の分布状況表</p> <p>(d) 適時開示規則に規定する会社の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面</p> <p>(e) 会社の代理人等を通じて会社情報の適時開示等を適切に行う旨を確約した書面（Q-Boardへの新規上場申請者である場合に限る。）</p>	
③その他提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国株券等を上場申請しようとする新規上場申請者は、上記書類のほか、以下の書類を提出するものとする</li> <li>(a) 有価証券届出書等</li> <li>(b) 監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書</li> <li>(c) 監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書</li> <li>(d) 適時開示に係る宣誓書及び添付書類</li> <li>(e) コーポレート・ガバナンス報告書（本所を主たる市場とする外国株券等の新規上場申請者に限る）</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 上場審査基準</p> <p>①本則市場の審査基準</p> <p>(上場株式数)</p> <p>(分布状況)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国株券等の本則市場の上場審査は、次の a から h までに適合するものを対象として行うものとする。</li> <li>a. 上場株式数が、上場時まで本所の市場における売買単位の 2,000 倍の数量に相当する数以上になる見込みのあること。</li> <li>b. 次の (a) 及び (b) に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 本邦内株主の数が、上場時まで、300 人以上となる見込みのあること。</li> <li>(b) 特定の株主に著しく多数の株式が所有されると認められないこと。</li> </ul> </li> </ul>	<p>※内国株券と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本所の市場における売買単位」は、2. 売買制度 (2) 売買単位参照。</li> <li>・「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の本所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券が、当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は外国の組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の 100 分の 1 以上の株式を所有する者以外の者をいうものとする。</li> <li>・ 内国株券の場合、少数特定者持株数比率を 80%以下としている。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(上場時価総額)	c. 上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。	※内国株券と同様
(事業継続年数)	d. 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から取締役会（又はこれに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。	※内国株券と同様
(純資産の額)	e. 上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が3億円以上であること。	※内国株券と同様
(利益の額)	f. 最近1年間の利益の額が、5,000万円以上であること。	※内国株券と同様
(虚偽記載又は不適正意見等)	g. 次の（a）から（d）までに適合していること。 （a）最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。 （b）最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の	※内国株券と同様 ・「有価証券報告書等」とは、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並び目論見書をいう。

項 目	内 容	備 考
<p>(株式の譲渡制限)</p>	<p>「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。</p> <p>(c) 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。</p> <p>(d) 新規上場申請に係る外国株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(ア)及び(イ)に該当するものでないこと。</p> <p>(ア) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。</p> <p>(イ) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p> <p>h. 新規上場申請に係る外国株券等の譲渡につき制限を行っていないこと。</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合で</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(指定振替機関における取扱い)</p> <p>(預託契約等)</p> <p>(受益証券の様式)</p>	<p>i. 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>j. 外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、上場申請にかかる外国株預託証券等に関する預託契約等その他契約が締結されるものであること。</p> <p>h. 外国株信託受益証券の新規上場申請者である場合には、上場日までに、受益証券が本所の定める様式に適合すること又は適合する受益証券を作成する旨取締役会において決議済みであること。</p>	<p>あって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、この限りではない。</p>
<p>②Q－B o a r dの上場審査基準</p> <p>(分布状況)</p>	<p>・ 外国株券等のQ－B o a r dへの上場審査は、九州周辺における事業交流が見込める場合であって、次のaからhまでに適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>a. 次の（a）及び（b）に適合していること  （a）上場申請日から上場日の前日までの期間に、本所の市場における売買単位の 500 倍の数量に相当する数以上の上場申請に係る外国株券等の公募又は売出</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>・ 審査対象とする「公募又は売出し」は、本邦内において行うものに限るものとする。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>しを行うこと。</p> <p>(b) 本邦内株主の数が、上場の時まで、200人以上になる見込みのあること。</p>	
(上場時価総額)	b. 上場日における上場時価総額が3億円以上となる見込みのあること。	※内国株券と同様
(事業継続年数)	c. 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1か年以前から取締役会（又はこれに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。	※内国株券と同様
(純資産の額)	d. 上場日における純資産の額が正であること。	※内国株券と同様
(売上高)	e. 成長の可能性を有する事業にかかる売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。	※内国株券と同様
(虚偽記載又は不適正意見等)	<p>f. 次の（a）から（d）までに適合していること。</p> <p>（a）「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。</p> <p>（b）「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）</p>	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
<p>(株式の譲渡制限)</p>	<p>及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。</p> <p>(c) 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>(d) 新規上場申請に係る外国株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(ア)及び(イ)に該当するものでないこと。</p> <p>(ア) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。</p> <p>(イ) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p> <p>g. 新規上場申請に係る外国株券等の譲渡につき制限を行っていないこと。</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合にあって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められる場合</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(指定振替機関における取扱い)</p> <p>(預託契約等)</p> <p>(受益証券の様式)</p>	<p>h. 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>i. 外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、上場申請にかかる外国株預託証券等に関する預託契約等その他契約が締結されるものであること。</p> <p>j. 外国株信託受益証券の新規上場申請者である場合には、上場日までに、受益証券が本所の定める様式に適合すること又は適合する受益証券を作成する旨取締役会において決議済みであること。</p>	<p>は、この限りではない。</p>
<p>(4) 上場審査</p> <p>①本則市場の上場審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本則市場の上場審査は、新規上場申請者及びその新規上場申請者の企業グループに関する次の a から e までに掲げる事項について行うものとする。</li> <li>a. 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、経営成績の見通しが良好なものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場審査は、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券等が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>b. 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること。</p> <p>c. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>d. 企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。</p> <p>e. その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p>	<p>※内国株券と同様</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>※内国株券と同様</p> <p>・外国の金融商品取引所等に上場されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、次に掲げる事項が記載されていることを要するものとする。</p> <p>イ. 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日までの期間における a) 株主割当以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況、 b) 特別利害関係者等が所有する株式等の変動の状況</p> <p>ロ. 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は同社が元引受契約を締結する金融商品取引業者との</p>

項 目	内 容	備 考
		間において、上場後の一定期間における当該有価証券の保有に関する取決めを行っている場合は、その内容
②Q-B o a r dの上場審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q-B o a r dの上場審査は、新規上場申請者及びその新規上場申請者の企業グループに関する次の a から d までに掲げる事項について行うものとする。</li> <li>a. 企業内容、リスク情報等の開示の適切性 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること。</li> <li>b. 企業経営の健全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</li> <li>※内国株券と同様</li> <li>・ 外国の金融商品取引所等に上場されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、次に掲げる事項が記載されていることを要するものとする。</li> <li>イ. 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日までの期間における a) 株主割当以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況、 b) 特別利害関係者等が所有する株式等の変動の状況</li> <li>ロ. 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は同社が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間における当該有価証券の保有に関する取決めを行っている場合は、その内容</li> <li>※内国株券と同様。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>事業を公正かつ忠実に遂行していること。</p> <p>c. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>d. その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p>	<p>※内国株券と同様。</p> <p>※内国株券と同様。</p>
(5) 適時開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場外国株券等の発行者は、本所が定める決定事項、発生事実及び決算の内容等について適時開示するものとし、また、本所が定めるところに従い書類を提出するものとする。</li> <li>・ 上場外国株券等の発行者は、本邦に住所又は居所を有する者であって、本所との関係において一切の行為につき当該上場外国会社を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。</li> </ul>	<p>※原則として、内国株券の発行者と同様とするが、本国における法制度等を勘案するものとする。</p>
(6) 企業行動規範	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場外国会社は、本所が定める「企業行動規範に関する規則」のうち、以下の事項について、遵守・尊重するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尊重義務</li> <li>・ 株式分割等</li> <li>・ M S C B 等の発行に係る尊重義務</li> </ul> </li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>(上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買収防衛策の導入に係る尊重事項</li> <li>・ 内部者取引の未然防止に向けた体制整備</li> <li>・ 反社会的勢力排除に向けた体制整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場外国会社は、株主総会を招集する場合は、指図書及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類を、当該株主総会の日の2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送しなければならない。</li> </ul>	
<p>(7) 上場廃止基準 ①本則市場の上場廃止基準</p> <p>(外国の金融商品取引所等における上場廃止等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国株券等が次の a から u までのいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</li> </ul> <p>a. 次の (a) 又は (b) に該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。</p> <p>(a) 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄については、当該金融商品取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。</p> <p>(b) 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと本</p>	

項 目	内 容	備 考
(上場株式数)	<p>所が認めたとき。</p> <p>b. 上場株式数が、本所の市場における売買単位の2,000単位の数量に相当する数に満たない場合。</p>	※内国株券と同様
(分布状況)	c. 本邦内株主の数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。	※内国株券と同様 ・内国株券の場合、この他に少数特定者持株数比率を80%以下としている。
(売買高)	d. 最近1年間の月平均売買高が、本所の市場における売買単位の2倍の数量に相当する数未満である場合。	※内国株券と同様 ・外国の金融商品取引所等にも上場している銘柄の場合、本所における月平均売買高と外国の金融商品取引所等における月平均売買高のいずれかが当該基準に適合することを要するものとする。
(上場時価総額)	e. 上場時価総額が5億円を満たない場合において、9か月（事業改善計画の提出・公表がない場合は3か月）以内に5億円以上とならないとき、又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならないとき。	※内国株券と同様
(債務超過)	f. 上場外国会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。	※内国株券と同様
(銀行取引の停止)	h. 上場外国会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(破産手続、再生手続、 又は更正手続又)	引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。  i. 上場外国会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更正手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。	※内国株券と同様
(事業活動の停止)	j. 上場外国会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態となった場合。	※内国株券と同様
(不適當な合併等)	k. 次の (a) 又は (b) に掲げる場合において、当該 (a) 又は (b) に該当すると本所が認めた場合。 (a) 上場会社が非上場会社の吸収合併等を行った場合 当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。 (b) 上場会社が再上場した場合 (当事者がすべて上場会社である場合を除く。) 当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。	※内国株券と同様
(有価証券報告書又は四 半期報告書の提出遅)	1. 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
延)  (虚偽記載又は不適正意見等)	<p>を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第 24 条第 1 項又は法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間の経過後 1 か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3 か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合。</p> <p>m. 次の (a) 又は (b) に該当する場合</p> <p>(a) 上場外国会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合。</p> <p>(b) 上場外国会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下この (b) において同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては「中間財務諸表が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合。</p>	※内国株券と同様
(上場契約違反等)	<p>n. 上場外国会社が上場契約について重要な違反を行った場合、本所の規定に基づき提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合。</p>	※内国株券と同様

項 目	内 容	備 考
(株式の譲渡制限)	o. 上場外国会社が株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。	・ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、この限りではない。
(完全子会社化)	p. 上場外国会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。	
(指定振替機関の取扱い)	q. 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等振替決済業務又は受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合。	
(株主の権利の不当な制限)	r. 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないとき。	※内国株券と同様
(全部取得)	s. 上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合	※内国株券と同様
(預託契約等の終了)	t. 上場銘柄が外国株預託証券等である場合には、上場預託証券等に係る預託契約等が終了となる場合。ただし、上場預託証券等に係る預託機関等の変更により当該預託契約等が終了となる場合は、この限りでない。	

項 目	内 容	備 考
(その他)	u. 公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。	※内国株券と同様
②Q-B o a r dの上場廃止基準  (分布状況)  (売買高)  (上場時価総額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q-B o a r dの上場銘柄である外国株券等が次のaからdまでのいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</li> <li>a. 本邦内株主の数が50人未満である場合において、1か年以内に50人以上とならないとき。</li> <li>b. 最近1年間の月平均売買高が、本所の市場における売買単位の4倍の数量に相当する数未満である場合。</li> <li>c. 上場時価総額が2億円を満たない場合において、9か月（事業改善計画の提出・公表がない場合は3か月）以内に2億円以上とならないとき、又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならないとき。</li> <li>d. 上記（7）①のa. 及びf. からu. までに該当した場合</li> </ul>	※内国株券と同様  ※内国株券と同様 ・ 外国の金融商品取引所等にも上場している銘柄の場合、本所における月平均売買高と外国の金融商品取引所等における月平均売買高のいずれかが当該基準に適合することを要するものとする。  ※内国株券と同様
(8) 上場費用	内国株券の水準を参考に別途検討する。	

項 目	内 容	備 考
2. 売買制度		
(1) 売買の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通取引及び当日決済取引とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立会外取引についても可能とする。</li> </ul>
(2) 売買単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該外国株券の時価を基準として本所が定める規則により、1,000株（外国株預託証券の場合は1,000証券、外国株信託受益証券の場合は1,000口。以下同じ。）、500株、100株、50株、10株又は1株とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買単位は、本所が定めるところにより定期的に見直しを行うこととする。</li> </ul>
(3) 円滑な流通の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国株券等について、幹事会員は、本所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。</li> </ul>	
(4) 定率会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国株券の水準を参考に別途検討する。</li> </ul>	
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の売買制度は内国株券と同様とする。</li> </ul>	
3. 清算・決済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算及び決済は、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社証券保管振替機構において行うものとする。</li> </ul>	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の改正を行う。</li> </ul>	

### III 施行日

本所が定める日から施行する。